

新型コロナウイルス感染症の影響を受けてから1年以上経過している場合の

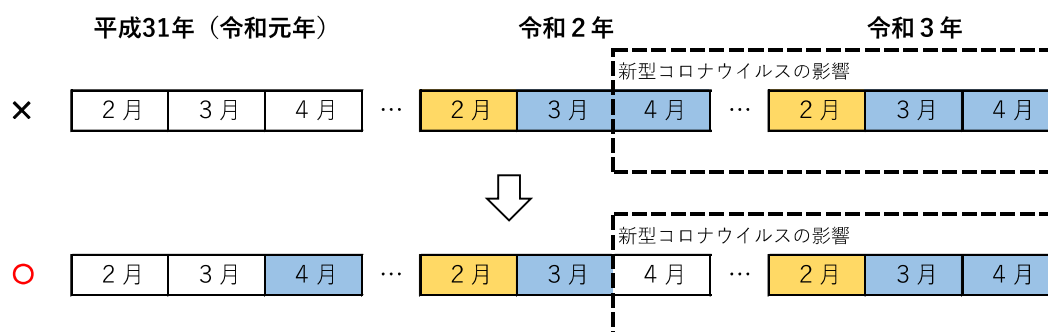
前年売上等比較について

セーフティネット4号、5号及び危機関連保証の認定における売上高等の比較は、災害等が発生した直前同期の売上高等と比較することとされており、新型コロナウイルス感染症の影響が発生し始めた令和2年2月以降の月の売上高については比較対象にならず、原則として前々年の同期と比較することになります。（比較対象となるのは、同感染症の影響を受ける以前の実績）

【例1】「最近1か月」が令和3年2月で、同感染症の影響を受けたのが令和2年4月の場合

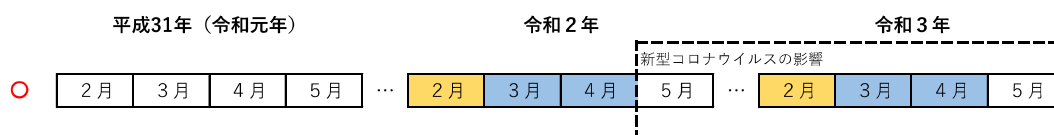
最近1か月の売上高等と比較対象

見込2か月の売上高等と比較対象



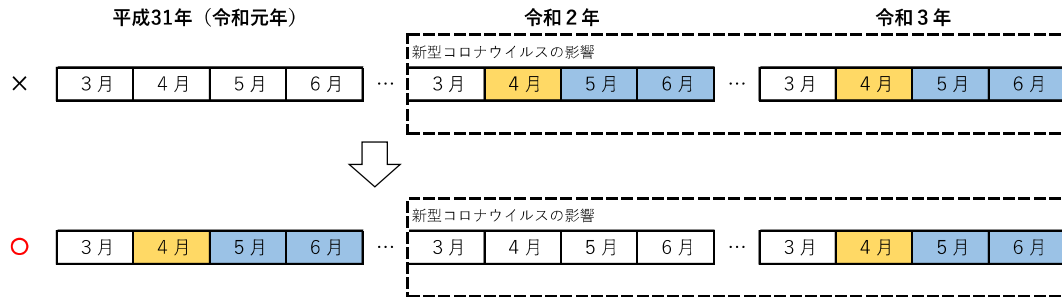
比較対象に同感染症の影響を受けた令和2年4月が含まれるため、平成31年（令和元年）4月と比較

【例2】「最近1か月」が令和3年2月で、同感染症の影響を受けたのが令和2年5月の場合



比較対象に同感染症の影響を受けた令和2年5月以降が含まれないため、通常の方法で比較

【例3】「最近1か月」が令和3年4月で、同感染症の影響を受けたのが令和2年3月の場合



比較対象に同感染症の影響を受けた令和2年4月以降が含まれるため、平成31年（令和元年）4月～6月と比較